

# 住宅建て替え中の土地の 固定資産税・ 都市計画税の特例

## 家屋調査にご協力を

平成24年1月2日以降に新築・増築された家屋について、税務課の職員が調査に伺います。

この調査は、平成25年度から新たに固定資産税・都市計画税を課税するにあたり、その基となる評価額を算出するため、家屋に使用されている資材や仕上げなどを部屋ごとに調査するものです。

調査の対象となる家屋の所有者には、個別に連絡をしますので、ご協力をお願いします。

※家屋を取り壊した場合は、ご連絡ください。

※調査時、職員は徴税吏員証を携帯しています。

問合せ 税務課家屋評価係 ☎42(346)9525

## 東日本大震災により、 代替の土地や住宅を 取得した方へ

東日本大震災により、住宅が滅失・損壊し、その住宅または敷地に代わる土地を取得したとき、固定資

産税・都市計画税を軽減する特例を受けることができる場合があります。また、東日本大震災における原子力発電所の事故により、警戒区域に指定された区域内にあった住宅または住宅用地に代わる土地を取得した場合も同様です。

特例を受けるには、手続きが必要です。要件や提出書類など、詳しくはお問い合わせください。

問合せ 税務課土地評価係 ☎42(346)9524、税務課家屋評価係 ☎42(346)9525

## 西武拝島線立体交差事業 上り線の高架化

現在東京都が施行中の小平都市計画道路3・3・8号府中沢線街路整備事業に伴い行っている、西武拝島線立体交差事業において、上り線を高架に切り替える工事が決まりました。

なお、今回の工事により、上下線共に高架化が完了するため、一層の交通渋滞の緩和および安全性の向上が期待されます。

工事日 10月6日(土) 終電後7時(日) 初電前

※工事は、天候などの事情により変更する場合があります。

## 市役所6階食堂 厨房改修工事による休業

市役所6階食堂の厨房床面などの改修工事を行います。この間、食堂は休業します。ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

休業期間 10月15日(月)～平成25年2月中旬

問合せ 総務課 ☎42(346)9511

## 認知症介護家族支援会

認知症などの高齢者を介護するうえで、同じ立場の方や経験した方との話を通して、思いや悩みを共有し、心の励みになるような場を提供することです。家族を支援します。

日程 ①10月19日(金)：特別養護老人ホーム小川ホーム食堂  
②10月31日(水)：小平市地域包括支援センター多摩済生ケアセンター

※いずれも午後2時～3時30分。費用 無料

対象 家族などの介護にお悩みの方や関心のある方  
定員 20人  
協力 認知症と介護を考える会「小平わかばの会」

申込み ①は小平市地域包括支援センター小川ホームへ(先着順) ☎42(347)6033、②は小平市地域包括支援センター多摩済生ケアセンターへ(先着順) ☎42(349)2123

認知症予防教室(入門編)

◆ウォーキングで認知症予防を始めましょう

日時 10月2日(火) 午前10時～11時30分

場所 東部市民センター集客室

対象 市内在住の65歳以上で、要介護、要支援認定を受けていない方  
定員 50人

内容 ウォーキングを習慣化する活動を通じて脳を鍛え、認知機能の低下を抑制する方法を学ぶ

※入門編の受講終了者向けに実践編の教室(10月16日～平成25年1月8日の火曜日、午前10時～11時30分全12回)もあります。

申込み 介護福祉課地域支援係へ(電話可、先着順) ☎42(346)9539

心身障がい者  
自動車ガソリン費の  
補助請求を

月50円を限度として1円につきガソリン税額相当分54円を補助します。

請求方法 10月1日(月)から10日(水)に、7月～9月分の領収書と印鑑、決定通知書兼受給者カードを持参のうえ、障害者福祉課(健康福祉事務センター1階)、東部・西部出張所、動く市役所へ

問合せ 障害者福祉課 ☎42(346)9540

## 緑の募金へご協力を

緑の募金は、森林の整備や、緑化の普及啓発に役立てられています。市では、皆さんからの募金を樹林の維持・管理事業に充てています。みんなの力を合わせて、緑を守り、育てていきましょう。

今年も市役所、図書館、公民館、地域センター、東部・西部出張所などの窓口で募金箱を設置しますので皆さんのご協力をお願いします。

とき 10月20日(土)まで

問合せ 水と緑と公園課 ☎42(346)9830

# 今月の税 9月

◇国民健康保険税(第3期)  
※納付は、10月1日(月)の納期限までをお願いします。

※市税はコンビニエンスストアで納付できます。詳しくは、納税通知書をご覧ください。

※便利で納め忘れのない口座振替をご利用ください。

## 夜間納税窓口

9月25日(火)に開設

日中に市税の納付や納税相談ができない方のために、夜間窓口を開設しますので、ご利用ください。

とき 9月25日(火) 午後5時～8時  
ところ 市役所2階収納課(入口は庁舎北側)

※来庁の際は納税通知書をお持ちください。

問合せ 収納課 ☎42(346)9527・9528

## 審議会などの日程

それぞれ傍聴できます。

◆第2回 青少年センター運営等協議会  
とき 9月28日(金) 午後3時～5時

ところ 小平元気村おがわ東2階第2会議室

定員 10人

申込み 当日、会場へ(先着順)

問合せ 青少年男女平等課 ☎42(346)9618

◆第2回 男女共同参画推進審議会  
とき 10月5日(金) 午前9時40分～11時40分

ところ 男女共同参画センター1ひらく(小平元気村おがわ東2階)

抽せん日 10月19日(金)

賞金 1等3億3千万円、前後賞各3千万円ほか

〈東京都区市町村振興協会〉

## オータムジャンボくじ

収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりや福祉向上のために使われます。

発売期間 9月24日(月)～10月12日(金)

抽せん日 10月19日(金)

賞金 1等3億3千万円、前後賞各3千万円ほか

〈東京都区市町村振興協会〉

## 国民健康保険

# 正しく保険に加入していますか

小平市に住所がある方(在留期間が3か月を超える外国籍の方を含む)は、次の①～④に該当する方を除き、すべての方が国民健康保険(国保)に加入しなければなりません。

国保に加入する場合
・小平市に転入したとき(前住所で国保に加入していた方)
・職場の健康保険をやめたとき
・職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき
・職場の健康保険の加入者が75歳になり後期高齢者医療制度に移ったことに伴い、その被扶養者でなくなったとき
・生活保護を受けなくなったとき
・国保加入世帯に子どもが生まれたとき

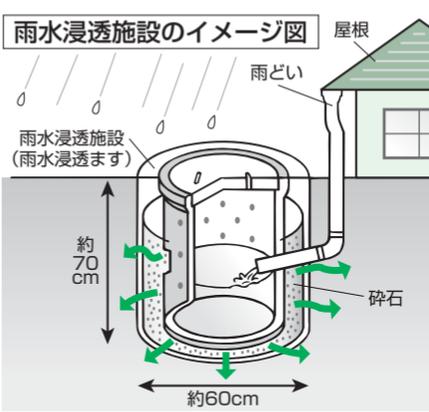
  

国保をやめる場合
・小平市を転出するとき
・職場の健康保険などに加入したとき
・生活保護を受けることになったとき
・死亡したとき



- ① 職場の健康保険、船員保険、共済組合などに加入している方とその被扶養者
- ② 国民健康保険組合に加入している方
- ③ 生活保護を受けている世帯の方
- ④ 後期高齢者医療制度に加入している方

## 雨水を循環させよう 雨水浸透ますの設置費用を助成



雨水浸透ますは、水循環問題の改善や、雨どいから流れ出る雨水による庭の浸水に困りのお宅にも大変効果的です。

助成金の範囲内で、雨水浸透ます1基程度の設置が可能ですので、ぜひご利用ください。

※助成を受けるには、浸透ますを設置する前に、申請が必要です。

問合せ 水と緑と公園課 ☎42(346)9831